

閱覽用

令和3年3月19日

第3回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第3回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月19日(金) 午後2時00分から午後2時55分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員(1名)

16番 三浦喜周委員

農地利用最適化推進委員(1名)

21番 佐久間敏委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 現況確認証明申請について

第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第7 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(所有権移転)

第10 議案第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に
対する意見について

第11 議案第22号 令和3年度二本松市農作業労働賃金基準並びに賃借
料情報について

第12 議案第23号 二本松市農業委員会押印の省略に関する規則制定に
ついて

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理
農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第3回二本松市農業委員会を開
会します。

（宣告 午後1時54分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、18名で定足
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、16番三浦喜周委員、21番佐久間敏委員から欠席の旨、届出があり
ましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ

くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長　それでは、11番武藤栄利委員、12番中山博之委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第3、議案第14号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

議案第14号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和3年3月19日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか1筆、登記地目・田および畑、現況地目・原野、面積・626平方メートル、非農地の事由・平成10年頃から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（佐藤信喜智）委員 佐藤です。議案第14号の1番について調査結果をご説明いたします。

3月4日、安齋喜八委員と遠藤伝栄推進委員と私、あと事務局から野地係長と遊佐さんの5名で現地を確認いたしました。原野ということで確認しましたので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第14号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第14号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページから7ページにかけてご覧願います。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和3年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、譲受人は農業経営を継承するため、譲渡人より農業経営の移譲を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、番号1および番号2の経営面積につきましては、番号2の農地が共有名義となっているため、共有農地分は含めておらず、譲渡人の[]が単独で所有している農地分の面積を記載しております。

議案書7ページから8ページにかけてご覧願います。

番号3と番号4および番号5と番号6につきましては、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

次に、番号7から番号8につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲

渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、番号9につきましては、借受人が新規就農するため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に解除条件付賃借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

31番（大内信一）委員 31番、大内です。議案第15号、番号1並びに2について調査内容を報告します。

3月14日9時30分より農業委員の佐藤孝志さんと共に、譲渡人・[REDACTED]さんより聞き取り、息子さんの[REDACTED]さん、この方がまだ休んでいるということなので、[REDACTED]さんの奥さんと共に現地を案内していただき現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないので許可適当と考えます。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

12番（中山博之）委員 議案第15号の3から8について、その調査内容について説明したいと思います。

14日の日に、私と推進委員の渡邊さんと2人で、今回は[REDACTED]さんという方の農地を中心に交換とか無償移転があったものですから、[REDACTED]さんの家に関係者全員が集まってもらいまして説明を受けました。調査内容につきまして

はお互いに農地の交換とかということで、これからの時代、便利にしておかなければならないということの話を聞きまして、交換とかしておくんだという話を伺いまして現地を確認しました。そういうわけでございまして、事務局説明どおりで、さらに良くなればいいんじゃないかということで、問題ないかと思って話をしてきました。以上でございます。

32番（佐藤美由紀）委員 議案第15号番号9について調査内容を報告します。

3月14日午前7時より農業委員の武藤善朗さんと共に現地にて譲渡人の[]さんと譲受人の[]株式会社の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。新規就農ということで話を伺いましたが、現地にいらした[]さんがもともと地元出身で近くの方たちの協力を得ながら耕作をしていくという話でした。調査の結果、特に問題ないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第15号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛

成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第15号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和50年より利用していた農業用倉庫が違反
反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であ
り、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住
する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可す
ることができる判断されるものであります。

番号2、申請人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地
に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地

区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号3、高齢に伴う農業経営縮小および収入安定のため、住宅需要の見込まれる申請地に集合住宅および宅地分譲を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、一時転用となります。市の観光地である中島の地蔵桜の観光客の駐車場がないため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、 は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。 および は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員　10番馬場です。3月14日1時より推進委員の伊藤金志さん、 さんと私と3人で調査いたしました。調査内容につ

いては事務局説明のとおりです。議案16号の1についてですが、この件については顛末書も出ておりました、昭和50年より農業倉庫として使っていたんですが、200平方メートルを超えるということで顛末書も出ており、また今後とも倉庫あるいは車庫として使用するということでありますので、やむを得ず許可出来るものと思います。

続いて、議案16号の2でございますが、今現在、土地に建物があるわけですが、そこを壊して家を造るという予定であったそうですが、消防法やあるいは土手があるということで現在の土地に建てられないということでありましたので、また、周辺農地に何ら悪い影響がないということで許可できるものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

13番（安齋 栄）委員 13番安齋です。議案第16号番号3について調査内容を報告いたします。

去る14日午後、遊佐一夫推進委員と共に現地にて申請人の■■■■氏から聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。雨水対策および排水も問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

20番（佐藤一男）委員 20番佐藤です。16号の4番について現地調査の説明をいたします。

3月14日午後4時より、現地にて菅野委員と私と申請人の■■■■さんに話を伺いました。内容については事務局説明のとおりであります。年々、地蔵

桜の観光客が増えまして、駐車場が大変であるということでもあります。その中でやむを得ず許可すべきではないかと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第16号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和3年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初許可年月日・令和2年10月23日付け二本松市指令農委第220号、変更理由・国交省発注事業である堤防整備工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

番号2、議案第18号7と同一事業となります。当初許可年月日・昭和62年4月10日付け福島県指令福農政第71号、変更理由・譲渡人は一般住宅の建築を計画しましたが、既存住宅の水害被害等により事業を断念し、譲受人が買受け一般住宅用地として利用します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第17号番号1について調査内容を報告いたします。

3月13日、貸付人の■■■さんと借受人の■■■の担当者から内容を聞き取り、14日に安齋浩一推進委員と現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、堤防工事の工期延長ということなので事業計画変更はやむを得ないと考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第17号番号2について調査内容を報告いたします。3月13日に譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんから内容を聞き取り、14日に安齋浩一委員と共に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、もろもろの事情により計画を実行できなかったということなので、事業計画変更は仕方がないと考えますので、ご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第17号番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第17号番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第7、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和 3 年 3 月 19 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になった
ため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。
農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にあります
ので、第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、周辺環境が良く、住宅需要が見込める申請地に建売分譲を計画しま
す。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市
計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので、第 3 種農地と判
断されるものであります。

番号 3、店舗の老朽化に伴い建替えが必要となったため計画します。汚水は
公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地
域内の第一種住居地域にありますので、第 3 種農地と判断されるものでありま
す。

議案書 14 ページをご覧ください。

番号 4、借受・譲受人は貸家に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請
地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分

について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、杉田駅に近く、住宅需要のある申請地に建売分譲を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は500メートル以内に公共施設（JR杉田駅）があるため、第2種農地の公共施設近距離区域内農地と判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号6、事後申請となります。平成6年より利用していた住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は500メートル以内に公共施設（JR杉田駅）があるため、第2種農地の公共施設近距離区域内農地と判断されるものであります。

番号7、議案第17号2と同一事業となります。譲受人は集合住宅に住んでいます。今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

番号8、事後申請となります。平成20年より利用していた駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、

第2種農地と判断されるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

番号9、譲受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号10、借受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号11、実家の老朽化に伴い建替えを検討しましたが、崖地規制により既存宅地への建替えが不可能なため申請地に計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号12、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号13、一時転用となります。市の災害復旧工事受注に伴い、残土捨場が

必要なため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号14、一時転用となります。市の災害復旧工事受注に伴い、資材置場が必要なため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案18号番号1について調査内容を報告いたします。

3月14日午前9時より現地にて、譲受人の[]さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは電話にて確認し内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断しましたので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議案18号番号2について調査内容を報告いたします。3月16日午後1時より現地にて、譲受人の[]株式会社[]営業所、[]

■さんから私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案18号番号3について調査内容を報告いたします。3月16日午前10時より現地にて、現地立会代理人の株式会社■さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。貸付人の■さん、借受人の株式会社■さんからは電話で確認し、内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案18号番号4について調査内容を報告いたします。3月16日午後1時30分より現地にて、貸付人の■さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。借受人の■さんは、■さんの娘夫婦で内容に間違いのないことを電話で確認いたしました。また、譲渡人の■さんからも内容に間違いのないと電話で確認を取りました。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

6番（齋藤弘美）委員 議案第18号番号5について調査内容を報告いたします。

3月12日、譲渡人・■さん、■さん、■さん、■

■さんと譲受人・株式会社■さんから内容を聞き取り、14日に安齋浩一委員と共に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが住宅地で排水なども特に問題がないため許可相当と考えます。

続きまして、番号6について調査内容をご報告いたします。3月12日に、譲受人の■さんと譲渡人の■さん、■さんから内容を聞き取り、14日に安齋浩一委員と共に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。父親の代から転用しないまま使用していたということで、顛末書が提出されています。調査の結果、今回はやむを得ず許可をすると判断しましたので、ご審議よろしくお願いたします。

続きまして、番号7について調査内容を報告いたします。この案件は議案第17号番号2と同一事業です。3月13日に譲渡人の■さんと譲受人の■さんから内容を聞き取り、14日に安齋浩一委員と共に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅地の中にあり、周りにも影響もないことから許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 議案第18号番号8並びに9の調査結果の報告をいたします。

13日の2時頃、譲渡人の■さん宅にお邪魔いたしまして、内容の確認をしたところ間違いはないということでございました。あとは、譲受人の■

さんには、13日の16時頃、電話にて都合を確認し、14日の午前9時から大内信一推進委員と共に現地を伺いまして聞き取り並びに現地の確認をいたしました。この件につきましては顛末書も出ております。平成20年頃利用したのは、お亡くなりになった親さんが、その当時、話し合っただけだったので両方ともその時の当事者は亡くなっていません。ということで、そのお子さんとか奥さんに伺ったということでございます。現地を確認しても、とりわけ特に問題がなかったもので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。あとは事務局報告のとおりです。

続きまして、番号9について報告いたします。13日の午後5時頃、電話にて[]さんには確認をいたしました。そして同じく13日の午後6時頃、譲受人の[]さんには電話にて確認して間違いがないということになりまして、15日に大内信一推進委員と共に現地に伺いまして、現地の確認並びに聞き取りして何ら問題はないということでございます。それで、内容については事務局の報告のとおりなんですけど、ただ1点ちょっと気になったことがありました。ここの住宅の進入路が入り口の住宅の方から、そこから通行できるような感じになっています。そういうことで以後問題が起きないようにと、きちんとやっていただきたいということを申し上げて来ました。以上でございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

24番（堀川英二）委員　24番、堀川です。議案第18号番号10について調査内容をご報告いたします。

転用申請地につきましては、借受人であります息子さんの■■■■さんがちょっと耳が悪いものですので、内容確認については父親である■■■■さんより聞き取りいたしました。3月13日の夕方に、農業委員の野地太郎さんと私で現地確認いたしました。先ほど内容については事務局説明どおりでございまして、申請地に住宅を計画するものでございますので、何ら問題ないと私たちは判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしく願いたします。以上でございます。

29番（遠藤伝栄）委員 議案第18号11番と12番の調査内容をご報告いたします。

まず11番ですが、■■■■さん、それから■■■■さんについては親子でございます。それで3月14日の日曜日、午前9時から佐藤信喜智委員と私とそれから■■■■さん、それから設計事務所の■■■■さんとで現地を確認いたしました。内容等については事務局説明のとおりで、特に問題もなく許可相当と考えます。

議案第18号の番号12につきましてなんですが、3月の14日9時30分から、佐藤信喜智委員と私で現地を確認、それから翌日の15日に■■■■の■■■■さんと電話で確認いたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。特に問題がなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いたします。

11番（武藤栄利）委員 11番、武藤です。議案第18号番号13について調査の結果を報告いたします。

3月15日に、現地にて石川推進委員さんと私とで貸付人の■■■■さんより話を伺いました。畑は耕作されていませんでしたが、事務局説明のとおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

9番（武藤一夫）委員 議案第18号番号14番について調査結果を報告いたします。

去る3月16日午後1時から、私、武藤一夫と最適化推進委員の菅野正寿さん、あと貸付人・■■■■さん、借受人の■■■■の社員の■■■■さんと現地を確認してまいりました。内容については事務局説明のとおりでございます。何ら問題なく許可適当と思っております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号、番号1から番号14について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第18号、番号1から番号14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、3月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書29ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区29筆35,390㎡、安達地区3筆5,723平方メートル、東和地区15筆18,559平方メートル、合計47筆59,672平方メートルの計画内容でございます。

なお、新規設定は議案書20ページの番号2番、番号3番、議案書23ページの番号8番、番号9番、議案書24ページの番号11番、番号12番、番号13番、議案書25ページから26ページの番号14番の計8件となります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から14の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号、番号1から番号14について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第19号番号1から番号14については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをご覧ください。

議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に

ついて（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、3月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書29ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区1筆1, 125平方メートルの計画内容でございます。

議案書27ページをご覧ください。

番号1につきましては、譲受人は経営規模の拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙

手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第20号番号1については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第10、議案第21号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをご覧ください。

議案第21号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和3年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は、先ほどの議案第19号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1が農業組合法人[]代表理事 []、番号2が []、番号3が []との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第21号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第11、議案第22号「令和3年度二本松市農作業労働賃金基準並びに貸借料情報について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書33ページをご覧ください。

議案第22号令和3年度二本松市農作業労働賃金基準並びに貸借料情報について。

令和3年度二本松市農作業労働賃金基準並びに令和2年1月から12月まで締結（公告）された貸借における貸借料情報を次のとおり定める。

令和3年3月19日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

議案書 34 ページをご覧ください。

はじめに、令和 3 年度の農作業労働賃金標準額につきましては、2 月定例協議会でのご意見に基づき、稲刈（コンバイン）とコンバインによる収穫作業の金額を安達管内他市村の水準にあわせ、令和 2 年度より 1,000 円増額し記載の金額に、その他項目の金額は据え置きとするものであります。

また、牧草の作業面積の単位をわかりやすく 10 アールあたりに統一し、摘要欄に詳細を記載いたします。

なお、この表は、市内の農作業労働賃金の適正化と均衡を図るために定めるもので、労働力やほ場整備により差異があると認められた場合は、当事者間で協議していただくこととなります。この表の内容で標準額を定めるものであります。

続きまして、賃借料情報につきましては、令和 2 年 1 月から 12 月までに締結・公告された賃借料を表の下部に記載しております。

1 の田の部分につきましては、二本松・安達地域と岩代・東和地域に分けまして、平均値・最高値・最低値・件数を載せております。2 の畑の部分につきましては、市全体としまして平均値を載せております。3 の採草放牧地につきましては、取り扱う件数が少ないため平成 21 年のデータを載せるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

7番（根本信康）委員　この賃金表の中で最近出た問題だったんですけども、田の鋤作業じゃなくて、スタブルカルチと言って田んぼを混和するカルチがあります。その使用がだんだん増えてくるんじゃないかと思うんで、そういう項目を増やしていただけないかと。今年も3町歩ほどやったんですけど、それで見ると、賃金の体系をどういうふうにしたらいいんだろうと質問されて非常に困ったんですけども、これは今後の中で追加していただけないかとお願いしたいと思います。

事務局　今、7番根本委員からご提案いただいた部分につきまして、来年度設定の段階から皆さまに状況を確認しながら設定させていただきたいということでご了承いただければと思います。以上です。

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか根本委員。その他、質問・意見ありますか。

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第12、議案第23号「二本松市農業委

員会押印の省略に関する規則制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 35 ページをご覧ください。

議案第 23 号二本松市農業委員会押印の省略に関する規制制定について。

二本松市農業委員会押印の省略に関する規制を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 19 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書 36 ページをご覧ください。

二本松市農業委員会の規則で定める申請・届出等の書類について、押印を省略出来るようにすることにより、行政手続等の簡素化を図り、もって市民の負担を軽減するため議案書記載のとおり定めるものです。以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 23 号については、原案

のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第3回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時55分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年3月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 栄利

署 名 委 員 中山 博之

